

要望理由	<p>さらに、すべての国民が共生する社会の実現を目指し、更なるバリアフリー化を進めるため、令和2年通常国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立したところである。この改正においては、その附帯決議において「鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること」とされていることから、リフト付きバスについて本特例措置を拡充することにより、バリアフリー化を一層推進していく必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標16 車両等のバリアフリー化
	政策の達成目標	(令和2年度末までの目標) ・ノンステップバス(乗合バス) 約70%(※引き上げ) ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25%(※据え置く) ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 約2,100台(※据え置く) ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約44,000台(※引き上げ) ※令和3年度以降の新たな目標(概ね5年間)は、令和2年度中に開催される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」での議論を経て設定される予定である。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	(令和2年度末までの目標) ・ノンステップバス(乗合バス) 約70%(※引き上げ) ・リフト付きバス等(乗合バス) 約25%(※据え置く) ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 約2,100台(※据え置く) ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約44,000台(※引き上げ) ※令和3年度以降の新たな目標(概ね5年間)は、令和2年度中に開催される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」での議論を経て設定される予定である。
政策目標の達成状況	平成30年度末の達成状況 ・ノンステップバス(乗合バス) 58.8% ・リフト付きバス等(乗合バス) 5.1% ・ノンステップバス、リフト付きバス等(貸切バス) 1,013台 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 28,602台	
有効性	要望の措置の適用見込み	(令和3年度の適用見込み) ・ノンステップバス(乗合バス) 約1,600台 ・リフト付きバス(乗合バス) 約30台 ・ノンステップバス、リフト付きバス(貸切バス) 約50台 ・UDタクシー 約8,700台
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	バス及びタクシーのバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多額の費用がかかる場所であるが、本特例措置を拡充及び延長することにより、導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置(自動車重量税) 免税(初回(新車新規登録時)のみ)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業:298億円の内数(令和3年度要求) ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業:56億円の内数(令和3年度要求) ・観光振興事業:290億円の内数(令和3年度要求)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。
	要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、設備等の導入に対するインセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ノンステップバス</td> <td>1,584台</td> <td>1,902台</td> <td>2,016台</td> <td>1,827台</td> <td>1,948台</td> </tr> <tr> <td>・リフト付きバス</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>・UDタクシー</td> <td>77台</td> <td>225台</td> <td>2,833台</td> <td>6,362台</td> <td>7,956台</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	・ノンステップバス	1,584台	1,902台	2,016台	1,827台	1,948台	・リフト付きバス	1台	0台	0台	0台	14台	・UDタクシー	77台	225台	2,833台	6,362台	7,956台
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度																				
・ノンステップバス	1,584台	1,902台	2,016台	1,827台	1,948台																				
・リフト付きバス	1台	0台	0台	0台	14台																				
・UDタクシー	77台	225台	2,833台	6,362台	7,956台																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置（課税標準から控除した総額（自動車の取得価額））（※）課税標準（自動車の取得価額）</p> <p>平成28年度：143億円 平成29年度：149億円 平成30年度：122億円</p>																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置は、事業者にとって高額なバリアフリー車両導入に対するハードルを引き下げることができるため、導入のインセンティブとして有効である。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（令和2年度末までの目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス（乗合バス） 約70% ・リフト付きバス等（乗合バス） 約25% ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 約28,000台 																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>（平成30年度末の達成状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバス（乗合バス） 58.8% ・リフト付きバス等（乗合バス） 5.1% ・ノンステップバス、リフト付きバス等（貸切バス） 1,013台 ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 28,602台 <p>ノンステップバス及びリフト付きバスは、通常車両と比べて高価なことや、座席数が減少することなどが導入の伸び悩みの原因と考えられる。特にリフト付きバスについては、通常車両との価格差が顕著であり、また乗降に時間がかかることで定時運行に支障をきたすなどの課題がある。</p> <p>引き続き、バス事業者に対して支援制度の活用を働きかけていくことや、問題点を改良した新たなリフト付きバスが開発されたこと等により、導入実績は伸びるものと考えられる。</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成24年度 創設 平成27年度 延長 平成29年度 延長 平成31年度 拡充、延長：貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加</p>																								